

事 務 連 絡

令和 8 年 4 月 28 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会  
事 業 部

出来高部分払方式の実施について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中東情勢の変化等に伴う原材料費やエネルギーコストの高騰により、建設企業の収益環境の悪化が懸念されているところです。

今般、国土交通省において、直轄工事における工事代金の支払に関する出来高部分払方式の実施について、各地方整備局等に対し改めて再周知が行われました。本通知は、出来高部分払（工事の出来高に応じた部分払）に加え、中間前金払及び既済部分払の手續の簡素化・迅速化を通じて、工事代金の円滑な支払を図ることを目的とするものです。

これを踏まえ、同省より各都道府県、指定都市及び各省各庁等に対しても、当該運用を参考としつつ、建設資材等の価格高騰への適切な対応に努めるよう要請がなされております。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮でございますが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

別紙 国土交通省通知文

別添 1 「国土交通省による各都道府県及び各指定都市宛て通知一式」

別添 2 「国土交通省による各省各庁宛て通知一式」

(担当) 事業部 児玉

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp